

平成20年10月14日

所 属 長

会 津 若 松 市 長

平成21年度予算編成方針について（通知）

国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づく5年間の歳出改革の実現に向け、これまでの財政健全化の努力を継続していくこととしている。その中で地方財政についても、国と歩調をあわせて、最大限の削減を行うため、地方単独事業等の徹底した見直しにより、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制していくこととしている。

この方針を踏まえて総務省が8月に公表した「平成21年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、前年度比較で、地方税を2.3%減、地方交付税を3.9%減と見込んでおり、一般財源ベースでの地方財政見通しは大変厳しい状況を示している。

また、昨年来の原油価格の異常な高騰に加え、サブプライム住宅ローン問題に端を発した米国の金融危機の影響が、輸出企業における業績の悪化や日本経済全体の景気後退、さらには金融・証券部門を中心とした不安要素となっている。この結果、法人税をはじめとした税収見直しを減少せざるをえない状況となっていることから、8月時点の地方財政収支よりもさらに厳しい内容の地方財政計画が示される見通しである。

県においては、大変厳しい財政状況を踏まえ、今後は、市町村への補助金縮減を含む歳出の抜本的見直しを行う方針を示していることから、本市への影響も避けられない見通しである。

本市においては、平成15年度から行財政再建プログラムに基づく徹底した行財政全般にわたる改革に取り組むことにより、財政再建団体への転落を当面回避したところである。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行に加え、団塊の世代の大量退職により納税者の構成が変化していること、さらには景気動向が後退局面にある中で、新たな金融不安という要素も重なったことなど、市民税をはじめとした市税全体の縮小が懸念される所であり、国の地方税財政制度改革に伴い、地方交付税等もさらなる縮減が迫られる所である。また、一般財源の確保が厳しい中であって、ここ数年間は職員の退職と公債費の支出がピーク期となることなどから、これまで以上に歳出抑制への取組みを強化していく必要がある。

このような状況において、長期総合計画に基づくまちづくりを進めていくためには、自主財源を最大限に確保することはもとより、国県支出金などあらゆる歳入確保の可能性を探るとともに、行政評価を踏まえた「選択と集中」をさらに推進していくことが不可欠であり、施策の重点化を図りながら、さらなる事務事業の整理・合理化や再構築を進める必要がある。

従って、平成21年度においても、年間総額予算主義に沿った総枠配分方式による予算編成を行うこととするが、以上のような財政環境を十分認識するとともに、下記の事項に留意して予算編成作業を行うよう通知する。

記

第1 基本的な方針

(1) 中期財政見通しを踏まえた予算編成

8月に公表した中期財政見通しを踏まえた予算編成とし、歳入に見合った歳出構造を堅持していくものとする。

特に、中期財政見通しに掲げた重点的に取り組む事項については、着実に実施していくものとする。

(2) 長期総合計画を踏まえた予算編成と構造的な改革

長期総合計画の着実な実施に向け、新たな施策体系を踏まえつつ、真に必要なニーズにこたえるための歳出全般にわたる徹底した全事務事業の見直しを行うなど、構造的な改革を進めるものとする。その際、費用対効果に最大限留意し、これまでの手法にとらわれることなく、創意と工夫をもって、限られた財源のなかでの市民満足度の最大化を目指すものである。

とりわけ、市民所得の向上につながる施策や将来の財政負担の軽減につながる施策などを中心に、戦略的に事務事業の再構築を推進するものとする。

(3) 実質公債費比率の低減に向けた予算編成

本市財政の大きな課題のひとつである公債費に関し、その縮減を図るべく、市債残高のさらなる低減に向け新規市債発行額を元金償還額以下にすることとしているが、実質公債費比率が基準値を超えていることから、新年度における市債についても、「公債費負担適正化計画」に基づき、起債対象事業を厳しく選別のうえ、発行額を抑制するものである。

第2 平成21年度の一般財源の見通しと配分額

平成21年度の一般財源の見通し及び人件費、公債費等に充当する一般財源を除いて、各部局に配分する一般財源は、別表のとおりである。

人件費や公債費などの枠外経費は前年度よりも低減する見込みであるが、一般財源がそれを上回る減額となる見込みであることから、必要な市民サービスの低下を招かないよう、昨年度に引続き一定額の財政調整基金等を活用することとしたものである。

したがって、今回配分する一般財源は、現時点において最大限に見込んだうえで配分するものであることから、配分枠を超える要求は原則として認めない方針であり、緊急性や費用対効果を十分精査し、事務事業の再構築や優先順位づけを行いながら、枠内での要求となるよう調整を行うものとする。

なお、今後、地方財政計画等が示された時点において、配分額を再調整する可能性があるので、留意されたい。

第3 歳入確保及び歳出抑制に関する方針

(1) 歳入

市税等の徴収率の向上を推進するほか、国県補助金などの支援策を積極的に開拓するとともに、広告ビジネスを含めた新たな財源の確保を図るなど、あらゆる方策を講じて歳入の増加に努めるものとする。

市債の発行については、実質公債費比率が基準値を超えていることから、「公債費負担適正化計画」に基づく抑制を継続するものとする。

また、根拠法令等を踏まえた適正な見積りはもとより、国庫補助負担金の改革など国の動

向、さらには、今般県が示した「緊急対応期間」における県単独事業の縮小などの状況に十分注視し、遺漏のない見積りを行うものとする。

(2) 歳出

内部管理経費については、これまでの取り組みに引き続き、効率的な組織運営のもとに徹底した抑制を図るものである。

扶助費及び補助費等については、行政が責任をもって行うべき基本的な事務事業を将来にわたって継続していくため、財源が縮小していく中において、特に単独事業等の見直しを積極的に行うなど、将来の財政負担軽減に向けた取組みを推進する。

特別会計への繰出金は年々増加し、一般会計を圧迫している状況であることから、特別会計の予算編成にあたっては、経営の健全化、採算性の向上の視点から積極的に事業内容を見直すとともに、収入の増加に努めることにより、繰出金の抑制を図るものとする。

普通建設事業については、その主要財源たる市債の残高低減を図るため、引き続き抑制に努めるものとする。

その他の経費も含め、各部局の徹底したマネジメントのもと、最大限のコスト縮減に取り組むこととし、新規事業の立上げや事業の拡充にあたっては、必要性、緊急性を十分に見極めたうえで、部局内の事務事業の再編成を行う中から、その財源を調達するものとする。

第4 予算編成に関する基本事項等

以上のほか、別に定める予算編成に関する基本事項等を踏まえ、予算の見積りにあたるものであること。

別表

(単位：千円)

① 平成21年度の一般財源	30,114,955
② 人件費、公債費等一般財源	13,637,371
③ 配分総額 (①－②)	16,477,584
④ 各部局別一般財源配分額	
企画政策部	1,686,858
財務部	19,553
総務部	498,365
市民部	1,593,910
健康福祉部	6,689,161
観光商工部	653,051
農政部	291,294
建設部	3,277,694
会計課	4,686
議会事務局	36,969
選挙管理委員会事務局	1,352
監査事務局	1,030
農業委員会事務局	▲951
教育委員会	1,724,612